

合意書

日本シャンチー協会（以下、「甲」という。）と、一般社団法人日本シャンチー協会（以下、「乙」という。）及び山田光紀（以下、「丙」という。）は、丙のアジアシャンチー連合会の常務理事の地位に係る問題及び、2021年1月4日の乙の設立及びその周知にかかる諸問題（添付文書参照。以下、まとめて「本件」という。）について、事実関係を確認した上で、本件諸問題について解決すべく、以下の通り合意した。

第1条（2021年1月4日の乙の設立及びその周知にかかる諸問題に関する事実関係の確認）

甲、乙及び丙は、2021年1月4日の乙の設立及びその周知にかかる諸問題に関する事実関係について、以下の通り確認する。

1. 2021年1月27日に、丙は、甲の副理事長宛てに、電子メールにて以下の内容（概要）を伝えた（電子メールのコピーは別添）。
 - ・東京法務局に乙の登記を完了したこと
 - ・甲は消滅し、今後の活動は乙の名の下に行うこと
 - ・アジアシャンチー連合、世界シャンチー連合、在日中国大使館、東京華僑総会、JOC等の関係団体、チェス、囲碁、将棋等の団体、および各報道機関（以下、関係団体）に対して、甲から乙への移行を通知したこと
 - ・甲西東京支部のホームページに乙への移行の挨拶を掲載したこと（この時にホームページを「一般社団法人日本シャンチー協会東京都本部」と改称）
2. 2021年3月24日に、甲は、乙及び丙、乙の理事坂本進氏、同理事佐久間寛明氏に対して、内容証明郵便にて通告書を送付し、以下の指摘および請求を行った（概要のみ記載、通告書のコピーは別添）。

（指摘事項）

- ・甲は、乙の設立や、日本シャンチー協会という名称の使用を承認していない。
- ・乙は、故意に甲と乙とを混同・誤認させる行為を行っている。
- ・乙のウェブサイトにて、乙が「甲からの権利業務は一社がすべてを継承し、同一性を持って存続する」という表記をしているが、かかる事実はなく、虚偽の表示である。
- ・丙は、甲から、甲西東京支部のHP、ブログ及びTwitterの管理権限を従前与えられており、IDやパスワードを変更せず有していたことをいいことに、これらのHP、ブログ及びTwitterの発信者名を、乙東京都本部という団体に書き換え、虚偽の情報発信を続けている。

（請求事項）

- ・世界シャンチー連合、アジアシャンチー連合、日本オリンピック委員会等、虚偽の周知をしたすべての関係機関に対して、虚偽の周知を撤回する連絡を文書で行うこと
- ・甲西東京支部のHP、ブログ及びTwitterに掲載した虚偽の周知を削除し、「乙東京都本部」という表現を「甲西東京支部」に戻すこと。それらのアカウントの権限を甲に

- 返還し、今後は一切の変更等を行わないこと
- ・乙の登記を抹消すること
- ・慰謝料として、150万円を甲に支払うこと
- ・甲が所有権を有する盤コマ等の物品で、乙が占有しているものを、甲に返却すること

第2条（丙のアジアシャンチー連合会常務理事退任の確認）

甲、乙及び丙は、甲の涉外委員長がアジアシャンチー連合会常務理事に就任したことに伴い、丙が同常務理事の地位を退任したことを確認する。

第3条（謝罪）

乙及び丙は、乙が甲とは無関係の別組織であることを確認し、甲に対して2021年1月4日の乙の設立及びその周知にかかる諸問題について迷惑および損害を及ぼしたことについて、真摯な謝罪を表明する。

第4条（名称変更）

乙は、その名称を「一般社団法人全日本シャンチー連合会」に変更する。

第5条（ウェブ上の記載）

乙及び丙は、2019年11月3日以前に下記の各ウェブサイトに投稿された記事については甲によるものであることを確認した上で、乙または丙はその旨を各ウェブサイト上に明記し、当該記事の一部または全部を甲が任意に転載する権利を有することを確認する。

記

ホームページ <https://jxiangqi.jimdofree.com/>

ブログ <https://blog.goo.ne.jp/jxiangqi>

Twitter アカウント @jxiangqi

第6条（甲と乙との混同防止）

乙及び丙は、甲との混同や関係性を誤認させる表記を行わない。例えば、「第243回 Tokyo シャンチー（象棋）トーナメント」など過去の甲の活動を基にして起算したと推察される大会の名称を用いることや、過去の甲の活動において撮影された写真を掲載すること、甲のロゴを含む写真やグッズを用いないことも含むがこれに限らない。

第7条（活動妨害、名誉毀損等の禁止）

甲及び乙は、相互に、相手方の活動を妨害せず、また、虚偽の事実を述べることを含め相手方の名誉や信用を毀損する行為を行わないことを誓約する。

第8条（解決金）

乙及び丙は、本件解決金として、甲に対し、連帯して、金80万円の支払義務があること

を認め、これを以下の通り分割して、甲指定の金融機関の口座に送金して支払うこととする。
送金先は、[REDACTED]

[REDACTED] とし、送金手数料は乙及び丙の負担とする。

- ①令和4年4月30日限り 金三十万円
- ②令和4年から令和8年まで、毎年12月末日限り、金十万円
(以上合計80万円、6回)

第9条（清算条項）

甲、乙及び丙は、本合意によって本件はすべて解決したことを確認し、本件について本合意書に記載されたものほか甲乙間ないし甲丙間に一切の債権債務がないことを確認するとともに、甲は乙及び丙に対し、今後一切本件について民事上及び刑事上の責任を追及しないことを確認する。

本合意書を3通作成し、甲、乙、丙が各1通ずつ保有する。

添付文書1 2021年1月27日付 乙代表理事丙から甲副理事長松野陽一郎氏宛て電子メール（メール本文及び添付されたPDFファイル）

添付文書2 2021年3月24日付 甲から乙および丙、乙理事坂本進氏、同理事佐久間寛明氏宛て通告書

添付文書3 「2020年11月17日付甲作成のアジアシャンチー連合会秘書長宛て書簡」

令和4年4月13日

甲（日本シャンチー協会）

千葉県習志野市津田沼5-12-12 サンロード津田沼408

日本シャンチー協会 理事長 中村千鶴 [REDACTED]



乙（一般社団法人日本シャンチー協会）

東京都杉並区清水3-31-6

一般社団法人日本シャンチー協会 代表理事 山田光紀 [REDACTED]



丙（山田光紀）※公開の場合、住所は黒塗り、署名押印は冒用防止のため一部黒塗りとする

[REDACTED]
(署名)

[REDACTED]




Subject:一般社団法人への移行について
Date:Wed, 27 Jan 2021 12:37:38 +0000
From:japan xiangqi [REDACTED]
To:松野 陽一郎 [REDACTED]

松野様

お疲れ様です。山田です。

標記の件について添付のとおりお知らせします。

旧任意団体理事の皆さま

既にご承知の通り、日本シャンチー協会は、このほど「一般社団法人日本シャンチー協会」として東京法務局への登記が完了しました。1973年に大山康晴十五世名人が協会を設立されて以来、懸案だった協会の法人化が実現したことになります。

「一般社団法人」の名を冠すれば社会的評価も格段に高まることになります。2022年杭州アジア競技大会に選手を派遣する上でも有利な条件となります。(JOCの加盟団体で法人格のない団体はありません、言い換えれば法人格のない団体はそもそも扱われないので)。法人格の取得はいずれは通るべき道でした。

社団法人設立総会の決議(これも法務局に提出済みです)により、旧任意団体日本シャンチー協会は消滅しますが、各委員会、会員組織は社団法人にぶら下がる形となり、これまでの活動は引き続き「一般社団法人日本シャンチー協会××委員会」の名の下に繋々とすすめてください。

中国大使館、東京華僑総会、JOC等の関係団体、チェス、囲碁、将棋等の団体、および各報道機関には、すでに一般社団法人への移行を通知しました。外部に協会が分裂しているかのような印象を与える行為は、2022杭州アジア競技大会への選手派遣を閉ざす道であり、会員の減少をさらに加速化させる道にはなりません。

旧任意団体のホームページは「一般社団法人日本シャンチー協会」(略称は(一社)日本シャンチー協会)に看板を掛け変えてください。旧任意団体の規約は社団法人の定款に置き換えてください。西東京支部(これを機会に「東京都本部」と改称します)のホームページに移行のご挨拶を掲載しました。「一般社団法人日本シャンチー協会のホームページより転載」としてありますので、早急にホームページにも掲載をお願いします。

なお、今後「一般社団法人日本シャンチー協会」であると誤認されるおそれのある名称を使用した場合は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」により処罰の対象になりますのでご留意ください。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

第七条 何人も、不正の目的をもって、他の一般社団法人又は一般財団法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

2 前項の規定に違反する名称又は商号の使用によって事業に係る利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある一般社団法人又は一般財団法人は、その利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

第三百四十四条 次のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

四 第七条第一項の規定に違反して、他の一般社団法人又は一般財団法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者。

一般社団法人日本シャンチー協会

代表理事 山田光紀

設立時理事の選任及び主たる事務所の所在場所の決定と
任意団体の消滅に関する決議書

令和2年12月12日、一般社団法人日本シャンチー協会において、設立時社員全員が出席し、その全員の一一致の決議により、設立時理事及び主たる事務所について次のとおり選任及び決定をするとともに、任意団体の消滅について決議した。

1. 設立時理事について

設立時理事 [REDACTED]

山田 光紀

設立時理事 [REDACTED]

坂本 進

設立時理事 [REDACTED]

佐久間 寛明

なお、被選定者は、即時その就任を承諾した。

2. 主たる事務所について

主たる事務所 東京都杉並区清水三丁目31番6号

3. 任意団体の消滅について

一般社団法人日本シャンチー協会の設立時をもって任意団体日本シャンチー協会は消滅することを確認する。

任意団体日本シャンチー協会が有するすべての資産、負債、会員及び記録データ等は、一般社団法人日本シャンチー協会が引き継ぐものとする。

一般社団法人日本シャンチー協会の下に設置される各委員会は、任意団体日本シャンチー協会の事務を引き継ぐものとする。

上記決定事項を証するため、設立時社員の全員は、次のとおり記名押印する。

令和2年12月12日

一般社団法人日本シャンチー協会

設立時社員 [REDACTED]

山田 光紀



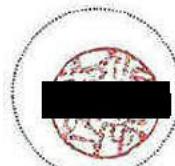
設立時社員 [REDACTED]

坂本 進



設立時社員 [REDACTED]

佐久間 寛明



一般社団法人日本シャンチー協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本シャンチー協会と称し、中国語では日本象棋協會、英語では、Japan Xiangqi Association と表記し、略称は J X A とする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、国内外において、日本のシャンチー競技を統括し代表する競技団体として、シャンチーの普及及び振興を図り、もって国民の心身の健全な発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) シャンチー競技会の開催事業
- (2) レイティング、段級位の認定のほか、競技力の向上を図る事業
- (3) 国際トーナメントへの代表選手の派遣
- (4) 国際組織への加盟のほか、国際交流に寄与する事業
- (5) 会報及び刊行物の発行
- (6) 前各号に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。
2 社員となるには、社員の推薦を受けたうえで、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(退社)

第6条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、やむを得ない事情がある場合を除き、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第7条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第8条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。

- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 第6条に定める経費2年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第9条 定時社員総会は、毎年3月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第10条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第11条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第12条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第14条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第15条 当法人に、3名以上5名以内の理事を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第16条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。
2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第20条 理事は無報酬とする。

第5章 会員

(会員)

第21条 当法人に会員を置く。会員に関する詳細は、会員規程に定める。

第6章 計算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(剰余金の不分配)

第23条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第6章 残余財産の帰属

(残余財産の帰属)

第24条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第25条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年12月31日までとする。

(設立時の役員)

第26条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 坂本 進、佐久間寛明、山田光紀

設立時代表理事 山田光紀

(設立時社員の氏名及び住所)

第27条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所

[REDACTED]

設立時社員 坂本 進

住 所

[REDACTED]

設立時社員 佐久間寛明

住 所

[REDACTED]

設立時社員 山田光紀

(法令の準拠)

第28条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本シャンチー協会設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和2年12月12日

設立時社員 坂本 進 印

設立時社員 佐久間寛明 印

設立時社員 山田光紀 印



〒167-0033 東京都杉並区清水3丁目31-6
一般社団法人日本シャンチー協会 御中



2021年3月24日

日本シャンチー協会（中村、松野、井上、熊野、山中、横山）

〒275-0016 習志野市津田沼5-12-12 サンロード津田沼408

通告書

日本シャンチー協会は、1973年以降、日本国内唯一の競技団体として、全日本選手権の開催及び国際大会への派遣等を行ってきました。

しかし、日本シャンチー協会の総会又は理事会の意思決定と関係なく、2021年1月に、一般社団法人日本シャンチー協会と称する団体が設立されました（以下、「貴法人」といいます。）。

日本シャンチー協会は、かかる団体設立や、日本シャンチー協会という名称の使用を承認しておりません。また、貴法人は、故意に、日本シャンチー協会と貴法人とを混同・誤認させる行為をしています。

この点、貴法人は、貴法人のウェブサイト上で、貴法人が、「任意団体（※日本シャンチー協会のこと）からの権利業務は新法人（※貴法人のこと）がすべてを継承し、同一性を持って存続する」という表記をしておりますが、かかる事実はなく、虚偽の表示です。

また、貴法人の中心となる1人は、日本シャンチー協会から、日本シャンチー協会西東京支部のHP、ブログ及びTwitterの管理権限を従前与えられており、IDやパスワードを変更せず有していたことをいいことに、これらのHP、ブログ及びTwitterの発信者名を、「(一社)日本シャンチー協会東京都本部」という、存在もしない団体に書き換え、虚偽の情報発信を続けています。

そこで、日本シャンチー協会は、かかる不法行為に関して、次を請求します。

・世界シャンチー連合、アジアシャンチー連合、日本オリンピック委員会等、虚偽の周知をしたすべての関係機関に対して、虚偽の周知を撤回する連絡を文書で行うこと。

・日本シャンチー協会西東京支部のHP、ブログ及びTwitterに掲載した虚偽の周知を削除し、「東京都本部」という表現を「西東京支部」に戻すこと。それらのアカウントの権限を日本シャンチー協会に返還し、今後は一切の変更等を行わないこと。

・一般社団法人日本シャンチー協会の登記を抹消すること。

・感謝料として、150万円を日本シャンチー協会に支払うこと
日本シャンチー協会事務局)。

・日本シャンチー協会が所有権を有する盤コマ等の物品で、貴法人が占有しているものを、日本シャンチー協会に返却すること。

いずれも 2021年4月2日を期限とします。日本シャンチー協会が、期限までに履行が確認できない場合、田畠宏一弁護士(みらい総合法律事務所)に助言を受け又は委任をし、しかるべき措置に移行します。

日本
シャンチー
協会

(付記)
差出人 〒275-0016
千葉県習志野市津田沼5-12-12サンロード津田沼408
受取人 〒167-0033
東京都杉並区清水3丁目31-6

日本シャンチー協会

一般社団法人日本シャンチー協会様

この郵便物は令和3年3月24日
第12486902072号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番: 2021032422392600100000 号

2 / 2 頁

郵便認証司
3. 3. 24

東京
3. 3. 24
18-24

山田光紀様

2021年3月24日

日本シャンチー協会（中村、松野、井上、熊野、山中、横山）

〒275-0016 習志野市津田沼 5-12-12 サンロード津田沼 408

通告書

日本シャンチー協会は、1973年以降、日本国内唯一の競技団体として、全日本選手権の開催及び国際大会への派遣等を行ってきました。

しかし、山田さんは、日本シャンチー協会の総会又は理事会の意思決定と関係なく、2021年1月に、代理理事として、一般社団法人日本シャンチー協会と称する団体を設立しました（以下、「本件一般社団法人」といいます。）。

日本シャンチー協会は、山田さんのかかる団体設立や、日本シャンチー協会という名称の使用を承認しておりません。また、本件一般社団法人は、故意に、日本シャンチー協会と本件一般社団法人とを混同・誤認させる行為をしています。

この点、山田さんは、本件一般社団法人のウェブサイト上で、本件一般社団法人が、「任意団体（※日本シャンチー協会のこと）からの権利業務は新法人（※本件一般社団法人のこと）がすべてを継承し、同一性を持って存続する」という表記をしておりますが、かかる事実はなく、虚偽の表示です。

また、山田さんは、日本シャンチー協会から、日本シャンチー協会西東京支部のHP、ブログ及びTwitterの管理権限を従前与えられており、IDやパスワードを変更せず有していたことをいいことに、これらのHP、ブログ及びTwitterの発信者名を、（一社）日本シャンチー協会東京都本部という、存在もしない団体に書き換え、虚偽の情報発信を続けています。

そこで、日本シャンチー協会は、かかる不法行為に関して、次を請求します。

- ・世界シャンチー連合、アジアシャンチー連合、日本オリンピック委員会等、虚偽の周知をしたすべての関係機関に対して、虚偽の周知を撤回する連絡を文書で行うこと。
- ・日本シャンチー協会西東京支部のHP、ブログ及びTwitterに掲載した虚偽の周知を削除し、「東京都本部」という表現を「西東京支部」に戻すこと。それらのアカウントの権限を日本シャンチー協会に返還し、今後は一切の変更等を行わないこと。

- ・一般社団法人日本シャンチー協会の登記を抹消すること。
- ・慰謝料として、150万円を日本シャンチー協会に支払うこと
日本シャンチー協会事務局)。
- ・日本シャンチー協会が所有権を有する盤コマ等の物品で、山田さんが占有しているものを、日本シャンチー協会に返却すること。
- ・世界シャンチー連合に係るすべての役職終了について、世界シャンチー連合に連絡し、手続きを行うこと。
いずれも 2021年4月2日を期限とします。日本シャンチー協会が、期限までに履行が確認できない場合、田畠宏一弁護士(みらい総合法律事務所)に助言を受け又は委任をし、しかるべき措置に移行します。

(付記)

差出人 〒275-0016
千葉県習志野市津田沼5-12-12サンロード津田沼408

受取人 [REDACTED]

日本シャンチー協会

山田光紀様

郵便認証司

3. 3. 24

この郵便物は令和3年3月24日
第12486901906号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番: 2021032422241800100000号
2 / 2 頁

東京
3. 3. 24
18-24

坂本進様

2021年3月24日

日本シャンチー協会（中村、松野、井上、熊野、山中、横山）

〒275-0016 習志野市津田沼 5-12-12 サンロード津田沼 408

通告書

日本シャンチー協会は、1973年以降、日本国内唯一の競技団体として、全日本選手権の開催及び国際大会への派遣等を行ってきました。

しかし、坂本さんは、日本シャンチー協会の総会又は理事会の意思決定と関係なく、2021年1月に、理事として、一般社団法人日本シャンチー協会と称する団体を設立しました（以下、「本件一般社団法人」といいます。）。

日本シャンチー協会は、坂本さんのかかる団体設立や、日本シャンチー協会という名称の使用を承認しておりません。また、本件一般社団法人は、故意に、日本シャンチー協会と本件一般社団法人とを混同・誤認させる行為をしています。

この点、本件一般社団法人は、本件一般社団法人のウェブサイト上で、本件一般社団法人が、「任意団体（※日本シャンチー協会のこと）からの権利業務は新法人（※本件一般社団法人のこと）がすべてを継承し、同一性を持って存続する」という表記をしておりますが、かかる事実はなく、虚偽の表示です。

また、本件一般社団法人の中心となる1人は、日本シャンチー協会から、日本シャンチー協会西東京支部のHP、ブログ及びTwitterの管理権限を従前与えられており、IDやパスワードを変更せず有していたことをいいことに、これらのHP、ブログ及びTwitterの発信者名を、（一社）日本シャンチー協会東京都本部という、存在もしない団体に書き換え、虚偽の情報発信を続けています。

そこで、日本シャンチー協会は、かかる不法行為に関して、次を請求します。

・世界シャンチー連合、アジアシャンチー連合、日本オリンピック委員会等、虚偽の周知をしたすべての関係機関に対して、虚偽の周知を撤回する連絡を文書で行うこと。

・日本シャンチー協会西東京支部のHP、ブログ及びTwitterに掲載した虚偽の周知を削除し、「東京都本部」という表現を「西東京支部」に戻すこと。それらのアカウントの権限を日本シャンチー協会に返還し、今後は一切の変更等を行わないこと。

・一般社団法人日本シャンチー協会の登記を抹消すること。

・慰謝料として、150万円を日本シャンチー協会に支払うこと
日本シャンチー協会事務局)。

いずれも2021年4月2日を期限とします。日本シャンチー協会が、期限までに履行が確認できない場合、田畠宏一弁護士(みらい総合法律事務所)に助言を受け又は委任をし、しかるべき措置に移行します。

(付記)

差出人 〒275-0016
千葉県習志野市津田沼5-12-12サンロード津田沼408

受取人 [REDACTED]

日本シャンチー協会

坂本進様

郵便認証司

3. 3. 24

この郵便物は令和3年3月24日
第12486897872号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番: 2021032417152200100000号
2 / 2 頁

東京
3. 3. 24
12-18

佐久間寛明様

2021年3月24日

日本シャンチー協会（中村、松野、井上、熊野、山中、横山）

〒275-0016 習志野市津田沼 5-12-12 サンロード津田沼 408

通告書

日本シャンチー協会は、1973年以降、日本国内唯一の競技団体として、全日本選手権の開催及び国際大会への派遣等を行ってきました。

しかし、佐久間さんは、日本シャンチー協会の総会又は理事会の意思決定と関係なく、2021年1月に、理事として、一般社団法人日本シャンチー協会と称する団体を設立しました（以下、「本件一般社団法人」といいます。）。

日本シャンチー協会は、佐久間さんのかかる団体設立や、日本シャンチー協会という名称の使用を承認しておりません。また、本件一般社団法人は、故意に、日本シャンチー協会と本件一般社団法人とを混同・誤認させる行為をしています。

この点、本件一般社団法人は、本件一般社団法人のウェブサイト上で、本件一般社団法人が、「任意団体（※日本シャンチー協会のこと）からの権利業務は新法人（※本件一般社団法人のこと）がすべてを継承し、同一性を持って存続する」という表記をしておりますが、かかる事実ではなく、虚偽の表示です。

また、本件一般社団法人の中心となる1人は、日本シャンチー協会から、日本シャンチー協会西東京支部のHP、ブログ及びTwitterの管理権限を従前与えられており、IDやパスワードを変更せず有していたことをいいことに、これらのHP、ブログ及びTwitterの発信者名を、（一社）日本シャンチー協会東京都本部という、存在もしない団体に書き換え、虚偽の情報発信を続けています。

そこで、日本シャンチー協会は、かかる不法行為に関して、次を請求します。

- ・世界シャンチー連合、アジアシャンチー連合、日本オリンピック委員会等、虚偽の周知をしたすべての関係機関に対して、虚偽の周知を撤回する連絡を文書で行うこと。
- ・日本シャンチー協会西東京支部のHP、ブログ及びTwitterに掲載した虚偽の周知を削除し、「東京都本部」という表現を「西東京支部」に戻すこと。それらのアカウントの権限を日本シャンチー協会に返還し、今後は一切の変更等を行わないこと。

・一般社団法人日本シャンチー協会の登記を抹消すること。

・慰謝料として、150万円を日本シャンチー協会に支払うこと
日本シャンチー協会事務局)。

・日本シャンチー協会が所有権を有する盤コマ等の物品で、佐久間さんが占有しているものを、日本シャンチー協会に返却すること。

いずれも 2021年4月2日を期限とします。日本シャンチー協会が、期限までに履行が確認できない場合、田畠宏一弁護士(みらい総合法律事務所)に助言を受け又は委任をし、しかるべき措置に移行します。

(付記)

差出人 〒275-0016
千葉県習志野市津田沼5-12-12 サンロード津田沼408

受取人 [REDACTED]

日本シャンチー協会

佐久間寛明様

郵便認証司

3. 3. 24

この郵便物は令和3年3月24日
第12486901862号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番: 2021032422004000100000号

2 / 2 頁

東京
3. 3. 24
18-24

尊敬的亚象联林关浩秘书长，各位领导：

您们好！

日本象棋协会理事会经慎重讨论，对山田先生在亚象联的地位等相关问题作出声明决议。现将声明内容致函亚象联。

1. 山田先生已于 2019 年年底从本协会事务局长职位上卸任退休。并同时由会员大会选出本协会新一届领导层。所有选举结果符合本协会规章制度，无任何历史遗留问题。现在山田先生在本协会不担任任何领导管理职位。

2. 本协会尊重并感谢山田先生多年来为象棋在日本及亚洲发展所做出的贡献。

3. 由上述第 1 条之原因，我们请求今后由亚象联官方正式举办的会议及活动，不应邀请山田先生参加出席。山田先生也不具有代表日本象棋协会的立场。

4. 由上述第 1 条之原因，我们请求将山田先生移除出亚象联的微信工作群。（如果是私人间的微信联络或朋友间的私人群，我们并无权干涉。但是亚象联的微信群是工作群。可能会有涉及到亚象联及日本象棋协会内部的机密信息，让无关人士阅览实为不妥。故作此请求，望予理解！）

5. 今后日本象棋协会参加国际会议或活动的代表，将由本协会涉外委员会派员参加。如指派涉外委员会成员以外的代表参加时，会事先通知联系亚象联。

谢谢！

日本象棋协会理事会

2020 年 11 月 17 日

